仙形県公報

令和7年9月26日(金) 第642号

毎週火・金曜日発行

| | | 目 | 次 | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------|----------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 規 | 則 | | |
| | 術センター設備の一部使 | | | | ベーション課)…979 |
| | | 告 | 示 | | |
| ○同○申○地域登録検査○土地改良区の○同○県営土地改良 | | 届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (| (同 同 同 に |) ··· 同) ··· 同 * * * * * * * * * * * * * * * * * * * |
| | | \22. 24.65.111.2 | | | |
| | | 選挙管理委 | | | |
| ○四年19年19日 | 周 ·翠兴饮加禾县入州 <i>二</i> 烷 | 告 「「日 <i>(マヤ</i> 老机 | 示のできる病院 | | ur e |
| ○昭和53年12月 | 県選挙管理委員会告示第 | 55 (个任 在 | 票のできる炳阮寺 告 | が有化)の一部 | 汉止 问 |
| ○特定調達契約 ○同 ○同 | | | | | (警察本部) ··· 同 (中央病院) ···983 (同) ··· 同 |
| | | 規 | 則 | | |
| 山形県工業技術 令和7年9月 | ・ センター設備の一部使用 26日 | に関する規則の | | | |
| 山形県規則第54号 | | | 山形県知事 | 吉村 | 美 栄 子 |
| | 技術センター設備の一部 センター設備の一部使用 | | | | 部を次のように改正す |
| 別表中「 | 電気計測機器 | | 30分 | 540円 を | |
| 「 附 則 | 電気計測機器電力測定機器 | 30分 24時間 | | に改める。 | |

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

979

山形県告示第661号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年9月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 指定障害児通所支援事業者の | 事業所の名称及び所在地 | 障害児通所支援の | 定 昌 | 指定年月日 | |
|----------------|--------------|------------------|-----|------------|--|
| 名称及び主たる事務所の所在地 | 争未別の名称及の別住地 | 種類 | 定員 | | |
| 社会福祉法人山形県コロニー協 | 多機能型事業所放課後等デ | | | | |
| 会 | イサービス事業山形コロ | 放課後等デイサー | | | |
| | ニー シード天童はが | 放麻俊寺/イリー ドス | 10名 | 令和 7. 8. 1 | |
| 山形市桜田南1番19号 | 天童市芳賀タウン南一丁目 | | | | |
| | 8番15号 | | | | |

山形県告示第662号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のと おり指定した。

令和7年9月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

| 指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害児通所支援の 種類 | 定員 | 指定年月日 |
|---------------------------------|---------------|----------------|-----|------------|
| 学校法人東谷学園 | edu care つながり | | | |
| 天童市干布字奈良沢728番地 | 天童市芳賀タウン北五丁目 | 児童発達支援 | 10名 | 令和 7. 9. 1 |
| | 12番6号 | | | |

山形県告示第663号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害児通所支援の 種類 | 指定年月日 |
|---------------------------------|-------------------|----------------|------------|
| 学校法人東谷学園 | edu care つながり | 保育所等訪問支援 | 令和 7. 9. 1 |
| 天童市干布字奈良沢728番地 | 天童市芳賀タウン北五丁目12番6号 | 休月川 守初 川 又 仮 | |

山形県告示第664号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した 旨の届出があった。

令和7年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社山形ライスファーム21

代表取締役社長 遠藤 久幸

米沢市大町三丁目5番6号 2F

2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名) | 変更年月日 | | |
|------------|-------------|-------|-----------|
| 変更前 | 変更後 | 備考 | 及 |
| 長谷川 和郎 | 同左 | 国内産農産 | 令和7年9月12日 |
| 玄米、大豆 | <u>万</u> | 物に限る。 | |
| | 小関 正浩 | | |
| | 玄米、小麦、大豆、そば | | |

山形県告示第665号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年9月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 土地改良区の名称 朝日町土地改良区
- 2 事務所の所在地 西村山郡朝日町大字宮宿1115番地
- 3 認可年月日 令和7年9月16日

山形県告示第666号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年9月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 土地改良区の名称 最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地 山形市飯沢62番地の2
- 3 認可年月日令和7年9月16日

山形県告示第667号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により定めた県営亀岡西地区土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営亀岡西地区土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所

高畠町役場

- 3 縦覧に供する期間
 - 令和7年9月26日から同年10月27日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第668号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和7年9月26日から同年10月10日まで縦覧に供する。

令和7年9月26日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東山七浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--------------------|---|------|-----------|------|
| 山形市大字風間字北向2167番1から | | IΠ | 30.5 メートル | メートル |
| 同 1916番4まで | | 旧 | 11.9 | 74 |
| 山形市大字風間字北向2144番2から | | 新 | 48.7 メートル | メートル |
| 同 1916番4まで | | 材 | 15. 4 | 210 |

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第49号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。 令和7年9月26日

山形県選挙管理委員会 委員長 粕 谷 真

生

5 介護老人保健施設の項の表中

| | サテライト老健ちわら | 11 | 北茅原町5番10号 | を |
|---|-------------------|----|-----------|-------|
| Γ | サテライト老健ちわら | " | 北茅原町5番10号 | |
| | 介護老人保健施設ケアホームみやはら | 11 | 三和町1番53号 | に改める。 |

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 公用携帯電話サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部警務部警務課装備係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 令和7年8月19日

- 4 落札者の名称及び所在地
 - ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目7番1号
- 5 落札金額 28,805,040円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 令和7年7月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年9月26日

山形県立中央病院長 鈴 木 克 典

1 落札に係る物品等の名称及び数量

プライベートLTE (sXGP) システム 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023 (685) 2623
- 3 落札者を決定した日 令和7年7月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目7番1号
- 5 落札金額 152,494,441円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 令和7年6月20日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年9月26日

山形県立中央病院長 鈴 木 克 典

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 生体情報モニタ 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023 (685) 2623
- 3 落札者を決定した日 令和7年7月31日
- 4 落札者の名称及び所在地

株式会社コーア 山形市松波一丁目12番15号

- 5 落札金額 49,005,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 令和7年6月20日

 令和 7 年 9 月 26 日 印刷
 発行所
 山
 形
 県
 庁

 令和 7 年 9 月 26 日 発行
 発行人
 山
 形
 県

